

一般社団法人静岡県自家用自動車協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人静岡県自家用自動車協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、自家用自動車に関する調査及び研究を行い、自家用自動車の健全な発展に寄与し、輸送秩序の確立と、交通安全思想の普及高揚に努め、もって公共の福祉を増進するとともに、各関係機関及び会員相互の緊密なる連絡協調を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自家用自動車に関する指導、調査、研究、統計の作成及び資料の収集
- (2) 自家用自動車に関する意見の公表及びその他関係諸機関に対する意見の開陳
- (3) 道路運送法その他運輸関係法令の施行に対する協力
- (4) 交通安全思想の普及並びに交通事故防止の施策及び宣伝啓蒙
- (5) 会員相互及び関係団体との連絡協調
- (6) 自家用自動車に関する相談に応ずること
- (7) 前各号に掲げる事業を行うため、必要な研究会、講演会等の開催
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 静岡県内にある自家用自動車団体（以下「団体会員」という。）
 - (2) 自家用自動車に関する学識経験等を有する個人（以下「個人会員」という。）
- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 団体会員は、本会に対してその権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(経費の負担)

第7条 当会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(権利の喪失)

第11条 会員が前3条によりその資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費及びその他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。
- 3 第1項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後2箇月以内に1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席した場合は、当該総会において出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 5 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があると認められる場合は、会員以外から理事2名以内を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める報酬等の総額の範囲内で、理事会の決議によって定めた額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第27条 本会に、顧問及び相談役3名以内を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者等の中から、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席した場合は、当該理事会において出席した理事の中から選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の承認を受けた書類については、総会に提出し、その内容を報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第37条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 専門委員会

(専門委員会)

第43条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 細則

(細則)

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則 (平成22年5月26日制定)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、清水謙太郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (平成23年4月1日施行)

- 1 平成23年4月1日、一般社団法人設立の登記。

附 則 (平成23年5月30日改正)

- 1 この改正は、平成23年5月30日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日改正)

- 1 この改正は、平成30年3月27日から施行する。
- 2 第20条（役員の設置）理事10名以上15名以内を7名以上12名以内に改める。

附 則（令和7年5月19日改正）

- 1 この改正は、令和7年5月19日から施行する。
- 2 第20条（役員の設置）理事7名以上12名以内を5名以上10名以内に改める。